

福井県医療機関等における生産性向上・職場環境整備等支援事業給付金交付要領

(趣旨)

第1条 福井県の支給する医療機関等における生産性向上・職場環境整備等支援事業にかかる給付金（以下「給付金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱（令和7年4月1日厚生労働省医政発0401第5号）、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号）および健康医療局地域医療課所管補助金等交付要綱（昭和46年4月1日）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(目的)

第2条 人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員でより効率的に業務を行う環境の整備費用に相当する金額を、給付金として支給することにより、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげることを目的とする。

(交付対象施設)

第3条 給付金の交付対象施設は、令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）および訪問看護ステーション（以下、「対象施設」という。）とする。

(対象事業)

第4条 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に行う各号の事業のいずれか（複数可）とする。

(1) ICT機器等の導入による業務効率化

タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

(2) タスクシフト／シェアによる業務効率化

医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア

(3) 給付金を活用した更なる賃上げ

処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は次により算定するものとする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表1の第2欄に定める基準額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額と、別表2の第1欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(3) 対象経費について、国や県などから重複して他の補助制度等の支援を受けていない

こと。

（交付の申請等）

第6条 給付金の交付を申請しようとする者（以下「申請者という。」）は、あらかじめ指定する期日までに別表3に記載の書類を福井県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

（申請の受付開始日及び期限）

第7条 給付金の交付申請受付開始日は、令和7年11月4日とし、令和7年12月31日までに申請しなければならない。

（交付の決定）

第8条 知事は、第5条の申請書の提出があったときは、内容を審査の上、給付金を交付すべきと認めたときは、交付決定を行い、申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 この給付金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （2）事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （3）事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （4）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を国庫に納付させることがある。
- （5）事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- （6）給付事業者は、給付事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、給付金の額が確定した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。
- （7）給付事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事に報告しなければならない。なお、給付事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（または一支社、一支所等）であって、自ら消費税および地方消費税の申告を行わず、本部（または本社、一支所等）で消費税および地方消費税の申告を行っている場合には、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、知事に報告があった場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部を納付させることがある。

(給付金の交付時期)

第10条 知事は、第8条の規定による交付決定を行ったときは、交付決定後30日以内に給付金を申請者に交付するものとする。

(給付金の支給等に関する周知等)

第11条 知事は、本事業の実施にあたり、交付対象施設の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、交付対象施設から第7条に定める申請の期限までに第6条の規定による申請が行われなかった場合は、交付対象施設が給付金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

2 知事が第8条の規定による交付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、福井県が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、交付対象施設の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第13条 知事は、給付金の支給を受けた後に支給対象施設の要件に該当しないことが明らかとなった者または偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対して、支給を行った給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第14条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この要領の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

別表 1

1 対象施設	2 基準額	3 補助率
病院 有床診療所（5床以上）	4万円／床×病床数	10分の10
有床診療所（4床以下）	18万円／施設	10分の10
無床診療所（医科、歯科） 訪問看護ステーション	18万円／施設	10分の10

※病床数は交付申請時の許可病床数とする

別表 2

1 対象経費	2 具体例
①ICT機器等の導入費用	・業務効率化に資する設備やシステムの導入 ・導入機器のランニングコスト （リース料、保守点検費用）
②タスクシフト／シェアによる 業務効率化	・新たに雇用する医師事務作業補助者や看護補助者などの人件費 ・非常勤職員から常勤職員に雇用形態が変更となり、実質的に新たに職員を配置する場合と同程度の業務効率化が図られる場合の人件費 ・人材派遣、業務委託の経費
③給付金を活用した更なる賃上げ	・ベースアップ評価料にて手当されている部分とは別にベースアップ、手当、一時金のいずれかにより賃上げを行う取組みに係る経費

別表3

必要書類

(1) 交付申請

- ① 交付申請時点において、支援対象とする取組みが完了している場合（実績報告は不要）

No.	名称	備考
1	交付申請書兼実績報告書	
2	交付申請書兼実績報告書 別表	
3	事業決算書、決算明細書	
4	収支決算書	
5	県税の滞納がない旨の納税証明書 納税状況確認に関する同意書	
6	地方消費税の納税証明書	非課税の場合は省略可
7	概算払請求書	
8	債権・債務者登録申請書	登録済の場合は省略可
9	振込先の通帳の写し	登録済の場合は省略可
10	誓約書	

- ② 交付申請時点において、支援対象とする取組みが完了していない場合（実績報告が必要）

No.	名称	備考
1	交付申請書	
2	交付申請書 別表	
3	事業予算書、予算明細書	
4	収支予算書	
5	県税の滞納がない旨の納税証明書 納税状況確認に関する同意書	
6	地方消費税の納税証明書	非課税の場合は省略可
7	概算払請求書	
8	債権・債務者登録申請書	登録済の場合は省略可
9	振込先の通帳の写し	登録済の場合は省略可
10	誓約書	

(2) 実績報告 ※交付申請時に事業が完了していない事業者のみ

No.	名称	備考
1	実績報告書	
2	交付申請書 別表	
3	事業決算書、決算明細書	
4	収支決算書	